

○藤枝市岡部玉露の里条例

平成 2 0 年 1 2 月 2 5 日

条例第 4 6 号

(設置)

第 1 条 農村のもつ特色ある自然、文化及び産業を広く啓発し、地域の振興を図るため、玉露の里を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 玉露の里の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 藤枝市岡部玉露の里

位置 藤枝市岡部町新舟 9 7 6 番地の 1

(施設)

第 3 条 藤枝市岡部玉露の里（以下「玉露の里」という。）に次に掲げる施設を置く。

- (1) 瓢月亭
- (2) 長屋門
- (3) 茶の華亭
- (4) 庭園
- (5) 玉露の歴史文化園
- (6) 椿園

(開館時間)

第 4 条 瓢月亭、長屋門及び茶の華亭（以下「特定施設」という。）の開館時間は、午前 9 時 3 0 分から午後 1 0 時までの間で規則で定める。

2 前項の規定にかかわらず、第 1 7 条の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て特定施設の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 5 条 特定施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は必要があると認めたときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月第 4 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 3 条に規定する休日に当たるときは、その翌日）
- (2) 1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 2 日まで

(使用の許可)

第6条 瓢月亭の全館又は一部を専用使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請があった場合において、指定管理者は、前条各号に掲げる日に限り、同条ただし書の規定により瓢月亭の休館日を変更し、瓢月亭の全館又は一部を専用使用の許可をすることができる。

3 指定管理者は、前項の許可について管理上必要な条件を付けることができる。

(使用の不許可)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、玉露の里への入場を拒み、若しくは退場を命じ、又は瓢月亭の使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。

(2) 刀剣その他他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる品物を携帯すると認めたとき。

(3) 建物及び附属施設を破損するおそれがあると認めたとき。

(4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。

(5) その他指定管理者が、管理上支障があると認めたとき。

(利用料金)

第8条 瓢月亭に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る利用料金（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を納めなければならない。ただし、第6条に規定する専用許可がされた部分への入館者については、この限りでない。

2 第6条第2項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金を使用許可を受けた際に納めなければならない。ただし、指定管理者が特に納期を定めたときは、この限りでない。

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

4 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第 9 条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第 10 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由で使用することができなかつたとき。

(2) 使用者が使用日前 5 日までに使用許可の取消しを願い出て指定管理者が相当の理由があると認めたとき。

(3) その他指定管理者が特別の事情があると認めたとき。

(指定管理者の指定の取消し等があつた場合における使用料の取扱い)

第 11 条 入館者又は使用者は、指定管理者が法第 244 条の 2 第 1 項の規定により指定を取り消され、又は管理の業務の全部の停止を命じられたときは、第 8 条第 3 項の規定により定められた利用料金に相当する額を玉露の里の使用料として市に納めなければならない。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第 12 条 使用者は、瓢月亭を許可された目的以外に使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(造作等の制限)

第 13 条 使用者は、瓢月亭を使用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の特別設備に伴う費用は、使用者の負担とする。

(使用許可の取消し等)

第 14 条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、その使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用目的以外に使用したとき。

(3) 第 7 条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。

2 前項の規定に基づき使用許可の取消し等が行われたことにより、使用者が損害を受けることがあつても指定管理者はその責めを負わない。

(原状回復の義務)

第 15 条 使用者は、瓢月亭の使用が終わったとき、又は前条第 1 項の規定により

使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第 16 条 使用者は、故意又は過失により施設、設備及び備品を損傷し、又は滅失したときはこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第 17 条 市長は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき法人その他の団体で市長が指定するものに、玉露の里（第 3 条第 6 号の施設を除く。以下次項において同じ。）の管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務の内容は、次のとおりとする。

- （1） 玉露の里への入場の制限及び瓢月亭の使用の許可に関する業務
- （2） 玉露の里の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （3） 玉露の里の利用料金の収受、減免及び還付に関する業務
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、玉露の里の運営に関し市長が必要と認める業務

（委任）

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、岡部町玉露の里の設置、管理及び使用に関する条例（平成 3 年岡部町条例第 18 号）の規定によりされた処分、手続その他の行為はこの条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日条例第 49 号）

この条例は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日条例第 10 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（第 1 条及び第 34 条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設等

の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設等の使用等に係る使用料等で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設等の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 3 1 年 3 月 2 0 日条例第 3 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。
（適用区分）

3 この条例（第 1 条及び第 3 5 条から第 3 8 条までの規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後に行う施設等の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設等の使用等に係る使用料等で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設等の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 1 2 月 1 5 日条例第 2 9 号）
この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

(1) 瓢月亭に入館する場合

区分		1人1回につき
個人		510円
団体（20人以上）		360円

(2) 瓢月亭を専用使用する場合

区分 \ 時間		10時～12時	13時～17時	10時～17時	18時～21時	13時～21時
和室1	平日	3,230円	6,480円	8,680円	9,630円	16,130円
	土曜日	3,870円	7,750円	10,470円	11,620円	19,370円
	日曜日					
	祝日					
和室2	平日	2,930円	5,860円	7,850円	8,680円	14,550円
	土曜日	3,550円	7,110円	9,420円	10,470円	17,480円
	日曜日					

	祝 日					
小 間	平 日	3,550円	7,110円	9,630円	10,680円	17,800円
	土曜日	4,280円	8,580円	11,510円	12,880円	21,360円
	日曜日					
	祝 日					
和室1	平 日	8,680円	17,380円	23,560円	13,610円	31,000円
2 小 間	土曜日	10,470円	20,950円	28,280円	16,330円	37,280円
	日曜日					
	祝 日					

備考

- 1 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日をいう。）以外の日をいう。
- 2 商業宣伝若しくは営業又はその類似行為を目的として使用する場合は、利用料金を2倍とする。
- 3 市民及び市内の事業所に勤務する者並びに市内の事業所等以外のものが使用する場合は、当該利用料金（前項の規定により加算した額を含む。）の20％に相当する額を加算する。